

平成二十一年経済産業省令第六十号

輸出者等遵守基準を定める省令

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第五十五条の十第一項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令を次のように定める。

**第一条** 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十五条の十第一項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。輸出者等（法第五十五条の十第一項の輸出者等をいう。次号及び第三条において同じ。）が遵守すべき基準

イ 法第二十五条第一項に規定する取引によつて提供しようとする特定技術又は法第四

十八条第一項の特定の地域を仕向地として

輸出をしようとする同項の特定の種類の貨

物が、特定重要貨物等に該当するかどうか

の確認（以下この条において「該非確認」という。）についての責任者（以下の号

及び次条において「該非確認責任者」とい

う。）を選任すること。

ロ 輸出等（法第五十五条の十第一項の輸出

等をいう。次号において同じ。）の業務

該非確認の業務を含む。次号において同

じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守す

るために必要な指導を行うこと。

二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準

イ 当該特定重要貨物等輸出者等を代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する責任者（以下の号及び次条において「統括責任者」という。）を選任すること。

ロ 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を行なう部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあつては当該部門間の関係を定めること。

ハ 該非確認に係る手続を定めること。

ニ 取引によつて提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引

相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従つて用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用してする者は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従つて用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

特定重要貨物等の輸出等を行おうとする者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

本規定によるものとし、第一号イ、第一号ロ中「輸出等」（法第五十五条の十第一項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に對し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報収集する」と、同条第二号二中「を確認する手続を定め、当該手続に従つて用途及び需要者等の確認」とあるのは、「確認」と「高めるための手続を定め、当該手続に従つて」であるのは「高めるための情報を入手し」と読み替えるものとし、第一号イ、第一号ロからハまでの規定は、適用しない。

第三条

輸出者等が個人である場合にあつては、

措置を講ずること。

第二条

特定重要貨物等輸出者等は、同一の者を

該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。

第四条

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第四号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第五号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第六号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第七号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第八号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第九号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十一号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十二号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十三号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十四号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十五号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十六号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十七号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十八号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十九号

輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

第二条 特定重要貨物等輸出者等は、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。

第三条 輸出者等が個人である場合にあつては、

第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第四条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十九号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第五条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手続に従つて用途及び需要者等の確認とあるのは、「確認」と「高めるための手続を定め、当該手続に従つて」であるのは「高めるための情報を入手し」と読み替えるものとし、第一号イ、第一号ロからハまでの規定は、適用しない。

第六条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手続に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第七条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手続に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第八条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手続に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第九条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手続に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手続を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十一条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十二条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十三条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十四条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十五条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十六条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十七条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十八条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第十九条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十一条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十二条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十三条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十四条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十五条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十六条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十七条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十八条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第二十九条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十一条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十二条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十三条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十四条 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることを確認する手續を定め、当該手續に従つて監査を定期的に行なうに当つては、第一号イからハまでの規定は、適用しない。

第三十五条